

物件調書

・本物件の事業予定者の選定は、プロポーザル方式により実施します。プロポーザル参加希望者は「東住吉区矢田南部地域における開発条件付き市有不動産売却に関する開発事業者募集プロポーザル実施要領」及び「東住吉区矢田南部地域における開発条件付き市有不動産売却に関する開発条件書」(以下、「プロポーザル実施要領」という。)に記載の各事項をよく読み、各事項をご承知の上、お申し込みください。

・本物件については、プロポーザルの前提条件として、開発事業者において土地区画整理事業の実施をすることが必要となります。詳細については、プロポーザル実施要領を確認してください。

・物件調書は、プロポーザル参加希望者が物件の概要を把握するための配布資料ですので、必ず参加者ご自身において、現地、供給処理施設の状況及び諸規制についての調査確認を行ってください。

また、建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令上の定めにより、記載の建蔽率・容積率等に別途制限が課される場合があります。工作物、道路構造物等の越境等についても、極力特記事項に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。契約締結後、第三者に所有権を移転する場合には、特記事項の内容を引き継いでください。

・物件は、現状有姿のまま引渡しますので、必ず現地等の調査確認を行ってください。
また、瑕疵担保責任は一切負いません。

物件に関するお問い合わせは、物件調書下欄に記載している「物件に関する問い合わせ先」へお願いします。

周 辺 図

